

消食表第140号
平成27年3月30日

国税庁課税部酒税課長
農林水産省消費・安全局表示・規格課長
各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿
各都道府県JAS担当部（局）長

消費者庁食品表示企画課長

食品表示基準Q&Aについて

この度、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づく食品表示基準が、平成27年3月20日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、別添のとおり「食品表示基準Q&A」を作成しましたので、業務の参考としていただくとともに、関係部局や所管事業者団体等に周知していただくようお願いいたします。